

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成の主体

神崎町

2 構造改革特別区域の名称

楽農・田舎人特区（らくのう・いなかびととつく）

3 構造改革特別区域の範囲

神崎町の区域の一部（新田、作畑、大畑、越知、岩屋、猪篠）

4 構造改革特別区域の特性

- (1) 兵庫県の中央部に位置する神崎町は、笠形山千ヶ峰県立自然公園、清流越知川、猪篠川など豊かな自然環境に恵まれ、寒冷多雨な日本海型気候と温暖少雨な瀬戸内型気候とが同居し、多彩な四季の表情を持つ中山間地域である。

また、この地域は古くから開け、旧石器時代の石器や縄文時代の土器も出現し、江戸時代には、生野銀山から京都へ通じる丹波街道の出入り口、明治になってからは姫路に通じる銀の馬車道の宿場町として栄えてきた。

- (2) 町の総面積は105.1km²で、うち耕地は5%に過ぎず、農用地は564haであり、86%を山林が占めて人工林率は82%である。昭和50年代までは農業と共に林業が盛んな町であったが、近年は建築様式の変化、輸入材の増加等により林業が廃れ、農業も担い手不足（1995年農業センサス2,633人、2000年農業センサス2,388人）により衰退し、同時に商業も小規模小売店の廃業が相次ぎ、少子高齢化が急速に進み人口の減少にも歯止めが掛からない状況が続いている。

- (3) このような状況下で、地域の農林業資源を活かした交流活動による入り込み者の増加により町の活性化を図ろうと、木質の良さを広報し、森林体験ができるように林構事業で昭和58年に神崎憩いの村グリーンエコー笠形を開村した。この施設では年間20万人余りの利用者があり、森や清流に住む動植物等とのふれあいを通じて、町の活性化の起爆剤となった。その後、平成になってから辺地の活性化のため、山振事業でキャンプ場主体の新田ふるさと村を整備し、自治振興事業で桜山の桜華園、林構事業で木工体験施設のピノキオ館、農構事業で農村体験のできる農村公園ヨーデルの森等を相次いで整備し、平成13年度には60万人もの入り込み者を数えた。しかし、交流施設の充実と共に、一時は交流人口が大きく増えたものの、近隣市町での類似施設の増加、デフレ経済の進行等により平成15年度は40万人余りに落ち込んでいる。

5 構造改革特別区域の意義

- (1) 本町では、基幹産業である農業の振興のため、農業振興地域整備計画を昭和46年に策定し、その後5回見直しを行い、基盤整備をはじめとする各種農業の振興に取り組んできたが、農産物の自由化をはじめ、消費者ニーズの多様化等、農業をめぐる情勢は依然厳しい状況にある。
- (2) これらの課題に対応するには、地域の民力を高める必要があり、町の呼びかけのもと、住民自らが町づくり、地域づくりに取り組もうと、平成15年3月に中心市街地活性化計画を策定した。これは美しく豊かな自然にふれ、農村体験を求めて町内各交流施設に訪れる都市住民を町の中心部にも呼び込み、グリーンツーリズムを通じたまちづくりを行なおうとしたもので、このようなまちづくりの機運は町内の集落、団体に広がりつつある。
- (3) 中でも特区区域である越知川流域では、地域住民が主体となり、平成16年3月に流域の人々の生活や自然、農林業を守り育て、交流・集客を通じて地域の活性化を図ろうと越知川名水街道活性化構想を策定した。
- また、この地域は、集落営農組織が中心となって柚子園、桃園、りんご園等を運営し、そこでは都市住民が果樹のオーナーとなって収穫体験をしている。他にも、住民のシンボルである小学校を守ろうと平成4年度から山村留学を実施しており、今年度までに延べ60名余りを受け入れており、山村留学児童を通じた交流も地域に根付いている。
- それらの交流を通じ、当地域に移住し、さらにはできれば農業に携わりたいと考える家族も出てきている。
- (4) このように地域住民のまちを守ろうとする意識は高まってきており、農家主体で農業の維持に取り組んでいるが、一方で、担い手不足(H7 H12 農業就業人口 131人減)、農業者の高齢化(H12 65歳以上 36.7%)による遊休農地・耕作放棄地(H12 579a)の増加が予想され、これらへの対策が町の重要課題となっている。
- 町としても新規就農者対策として、農地の権利取得後の下限面積を30aまで下げているが、農地の取得費など初期投資が高つく等なかなか効果がない現状である。
- (5) 本計画では、農地の権利取得後の下限面積を10aに引き下げることによって、農業をやってみたいと考えている潜在的な需要を掘り起こし、担い手不足の解消、遊休農地の解消、用排水路の適切な維持管理、農業者の若返り化、農業の活性化、地域の活性化等を進めることを目的とする。
- また、本計画を推進するとともに、地域の特性を活かした関連事業(農家民宿事業、市民農園事業、ふるさと青年事業、空き家情報の提供事業、

山村留学センター建設事業等)を実施することにより、農業振興を核としながら、都市と農村との多様な交流活動のモデルとなるものであり、参画と協働活動を通じて全国に発信できる農山村地域改革の模範を目指す。

6 構造改革特別区域計画の目標

本地域では、農家民宿やふるさと青年事業、空き家情報の提供事業を核として、地域定住型ツーリズムを推進することにより、農山村体験のために本町の交流施設を訪れた都市住民と農民との交流活動を一層推進し、山村留学センターを通じた都市児童との交流を行うとともに、空き家情報の提供事業等による定住促進、さらには、農地の権利取得後の下限面積の緩和を通じて農地取得費用が抑制されることによる新規就農者増をも合わせることにより、華や賑わいのある楽農生活の推進と田舎人天国の実現を目指す。

- (1) 農地の権利取得後の下限面積の緩和事業に取り組み、遊休農地や耕作放棄地の解消のための新規就農者の増加を図り、用排水路の維持管理能力を高め、耕作放棄地での雑草繁茂による病害虫の発生を抑制し、一層の農業振興を図る。

新規就農者に対しては、地域の営農組織を通じた営農指導により農業者としての一人立ちを支援し、定住に向けた空き家情報、就業情報等の提供を行い、ヨーデルの森等での産直市における農産物販売の場も提供する。

- (2) 既存の交流施設では味わえない、また施設から与える事のできない、その地域の風土に根ざした農業、人情にふれ、その自然を満喫するツーリズムの実現のため、宿泊型の「農家民宿事業」を実施する。

また、既存の体験農園や地域の農家と連携して、農作業を体験しながら長期滞在できるような「市民農園整備事業」にも取り組む。

これらの事業と農業体験交流型のツーリズムを一体的に実施する事により、都市住民を新たに本町に呼び込み、交流人口の増加や定住化を推進する。

- (3) 現在、町として都市住民にも空き家情報の提供を行っているが、行政ではできない細かい対応のできるNPO等の団体を育成して、情報収集と情報発信を行い、田舎暮らしをしたい人、農業をしたい人に、この豊かな自然環境を広報する「空き家情報提供事業」にも取り組む。

- (4) 県の事業である「ふるさと青年協力隊」の受け入れを行っており、農作業等を通じた交流によって、新たな担い手として、青年をはじめ、その親である団塊の世代等の都市住民にも新規就農を働きかける。

(5) 12年間山村留学制度を実施した小学校の廃校が決まった中、その人づくり、交流の伝統を継続するため「山村留学センター」に改修して、児童だけでなく保護者も一緒に短期間留学し、地域の自然、風土にふれながら過ごせる施設を整備する。

7 構造改革特別区域計画の実施がこの区域に及ぼす経済的社会的効果

本町の長期総合計画においては、平成22年度に耕作放棄地の25%減を目標として掲げている。「農地の権利取得後の下限面積の緩和事業」に取り組み、遊休農地や耕作放棄地の解消を目指し、新規就農者の増加を図り、用排水路の維持管理能力を高め、耕作放棄地での雑草繁茂による病害虫の発生を抑制し、一層の農業振興を図る。

<町内耕作放棄地面積> (a)

区分	7年度 1995 センサス	12年度 2000 センサス	22年度	7 12	12 22
耕作放棄地面積	600	579	434	96.5%	75.0%

<町内新規就農者数、市民農園等の数、農家民宿数> (人、箇所、戸)

区分	10年度	15年度	20年度	22年度	10 15	15 20
新規就農者の数	0	3	6	10	皆増	200.0%
市民農園等の数	0	1	3	5	皆増	300.0%
農家民宿数	0	1	3	6	皆増	300.0%

8 特定事業の名称

番号	特定事業の名称
1006	農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業及びその他の構造改革特別計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 楽農・田舎人特区地域推進会議の設置による推進

特区における規制緩和項目の円滑な実施に必要な国、県、町との調整や特区相互及び特区とその隣接地域との連携緊密化のための調整などを行なう「神崎町構造改革特区推進協議会」と、楽農・田舎人特区推進のため、中播磨県民局、神崎町、県庁関係課を中心に構成する「楽農・田舎人特区地域推進会議」を設置し、特区事業の円滑な推進を図るための推進体制を整備し、地元合意の形成、特定事業の円滑な実施、新たな特定事業実施主体の掘り起しなど、特区事業を強力に推進する。

(2) 農家民宿事業の推進

旅館業法上の面積用件が撤廃された事により、農家民宿への取り組みが容易になったことを踏まえ、その周知・広報を図りながら一層の農家民宿整備を促進する。

(3) 市民農園整備事業

食と農を楽しむ「楽農生活」を実践する身近な農作業体験の場としての市民農園を整備する。

ハード整備の支援策として「ひょうご型市民農園整備事業」「やすらぎ空間整備事業」、ソフト面では「地域連携システム整備事業」等を活用して市民農園を推進する。

(4) ふるさと青年事業の推進

近年は仕事と余暇に対する考え方が変わり、日常の居住空間にとられない新しい生活スタイルや行動様式が模索され、今後は生きがいに通じる体験価値へのニーズが大都市を中心に増大すると予想される。一方、中山間地域では、過疎化、高齢化の急速な進行により担い手が不足している。

そこで、都市青年が休日を利用して農家や公的宿泊施設等で泊まり、繁忙期の農林作業を体験する中で地域の文化を通じた共感から交流が促進し、青年だけでなくその家族をも取り込んだ交流事業を推進する。

(5) 空き家情報提供事業

定住者、一時定住者の増加を図るため、空き家等の賃貸情報を不特定多数の者に提供したり空き家を賃貸し、また希望者に当該空き家を転貸するようなNPO等の団体の育成を図る。

(6) 農林業体験交流ツーリズムの推進

ア 体験交流型ツーリズムの推進

ヨードルの森でのパン作り体験、バター作り体験、豆腐作り体験等や新田ふるさと村でのそば打ち体験及びピノキオ館での木工体験等の多彩な体験メニューの作成を指導、支援するとともに、完成したメニューを都市住民に情報発信する。

イ 交流農業事業の支援

集落営農組織、地域団体等が実施するオーナー制度等の交流農業事業に対して人的、物的支援を行なう。

(7) 山村留学センターを核とした地域づくり

12年間地域住民が里親となり継続してきた山村留学制度を、廃校後も続けるため、校舎を山村留学センターに改修して、地域みんなの力で交流活動を行う。

長期留学は従来どおり里親方式で受入れ、短期留学は山村留学センターで受入れる。そこでは、児童だけでなく、保護者も寝泊りできて、地域の自然、風土にふれながら過ごせるような施設を整備する。

別紙 1

1 特定事業の名称

1006 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

神崎町大字新田、作畑、大畑、越知、岩屋、猪篠の農地等の権利を取得しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日から

4 特定事業の内容

担い手不足、農地の遊休化が深刻で、農地の保全、有効利用を図ることが特に必要な地域において、農地利用に支障が生じないように設定される区域の農地の権利取得後に権利を有する農地の合計面積に係る下限面積要件を10アールとする。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

特区区域では、耕作放棄地の増加により遊休農地化の拡大に歯止めを掛ける事、農業従事者の高齢化、担い手不足が課題となっている。

規制の特例措置により、小規模でも農地を保有し、愛着を持ち農業をすることができるようになるので、遊休農地の活用、担い手不足の解消になり、農地を有効に活用する事が可能となる。

一方、都市住民には田舎に住んで農作業を行い、自分で作物を作ることへのニーズが高いことから、農地取得の下限面積を緩和することが人口増の面においても有効な対策となる。

農地の流動化、遊休農地の減少、担い手不足等を解消し、中山間部の人口増対策にも、規制の特例措置の適用は不可欠である。

(2) 要件適合性を認めた根拠

本町は中山間地域であり、町全体では耕作放棄地面積、率は減っていないものの、特区地域においては1995年の125アール、1.2%から2000年には253アール、2.5%へと倍増している。これらの数値は、県平均(2.5%から3.9%)と比べて低い状況となっているが、これは各集落にある営農組織が受け皿となって、新たに耕作放棄地になりそうな農地を経営しているためである。しかし、この営農組合もオペレータが高齢化しており、組織の維持が難しくなっている。

認定農業者については、一人だけであり、農家全体の規模拡大意欲も少ない状況である。

また、町全体では、1995年には、農業就業人口2,633人の内、65歳以上の者の農業就業人口が741人（65歳以上の農業従事率28.1%）であったのが、2000年には農業就業人口2,388人の内、65歳以上の者の農業就業人口が877人（65歳以上の農業従事率36.7%）へと拡大した。特区地域においては、農業就業人口における65歳以上の占める割合は、38.4%から37.0%と若干改善されているものの、町内他地域と比べても高齢化が高く、担い手不足への対応が緊急の課題となっている。

一方、阪神間をはじめとする都市部住民には、本町の特産の柚子、お茶やコシヒカリ、リンゴ、桃等の農業、農産物に対する需要が高い。

そこで、今回、特区制度を活用し、農地取得後の下限面積を緩和する事により、遊休農地の拡大、担い手不足、農業従事者の高齢化に歯止めを掛け、グリーンツーリズムにより田舎に親しんだ都市住民を定住者として受入れ、人口の減少にも歯止めを掛け、農地の効率的活用を図る。

項目	特区区域		神崎町		兵庫県	
	1995年	2000年	1995年	2000年	1995年	2000年
経営耕地面積 (アール)	10,720	10,012	46,700	42,920	7,059,614	6,625,488
耕作放棄地面積 (アール)	125	253	600	579	177,850	266,401
耕作放棄率 (%)	1.2%	2.5%	1.3%	1.3%	2.5%	3.9%
農業就業人口 (人)	753	622	2,633	2,388	110,395	108,980
うち65歳以上 人口(人)	289	230	741	877	54,649	62,998
65歳以上の占 める割合(%)	38.4%	37.0%	28.1%	36.7%	49.5%	57.8%

出典「1995、2000農業センサス」